

東日本高速道路株式会社の高速道路に係る料金の徴収施設
及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法
新旧対照表（令和7年1月9日改正）

（下線は変更部分を示す。）

新	旧
第1条～第5条（略） (料金の収受を行う一般専用機械式施設における通行方法) 第6条 料金の収受を行う一般専用機械式施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。 一 通行車両は、確実に料金収受機等により料金の収受を行うことができる程度に料金収受機等に近接した場所で停止しなければならない。 二 通行車両は、料金の収受後に開閉棒等の <u>開閉又は</u> 表示に従って通行しなければならない。 (通行券の交付を行う一般専用機械式施設における通行方法) 第7条 通行券の交付を行う一般専用機械式施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。 一 通行車両は、確実に料金収受機等により通行券の交付を行うことができる程度に料金収受機等に近接した場所で停止しなければならない。 二 通行車両は、通行券の交付後に開閉棒等の <u>開閉又は</u> 表示に従って通行しなければならない。 (通行券の確認を行う一般専用機械式施設における通行方法) 第8条 通行券の確認を行う一般専用機械式施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。 一 通行車両は、確実に料金収受機等により通行券の確認を行うことができる程度に料金収受機等に近接した場所で停止しなければならない。 二 通行車両は、通行券の確認後に開閉棒等の <u>開閉又は</u> 表示に従って通行し	第1条～第5条（略） (料金の収受を行う一般専用機械式施設における通行方法) 第6条 料金の収受を行う一般専用機械式施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。 一 通行車両は、確実に料金収受機等により料金の収受を行うことができる程度に料金収受機等に近接した場所で停止しなければならない。 二 通行車両は、料金の収受後に開閉棒等の表示に従って通行しなければならない。 (通行券の交付を行う一般専用機械式施設における通行方法) 第7条 通行券の交付を行う一般専用機械式施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。 一 通行車両は、確実に料金収受機等により通行券の交付を行うことができる程度に料金収受機等に近接した場所で停止しなければならない。 二 通行車両は、通行券の交付後に開閉棒等の表示に従って通行しなければならない。 (通行券の確認を行う一般専用機械式施設における通行方法) 第8条 通行券の確認を行う一般専用機械式施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。 一 通行車両は、確実に料金収受機等により通行券の確認を行うことができる程度に料金収受機等に近接した場所で停止しなければならない。 二 通行車両は、通行券の確認後に開閉棒等の表示に従って通行しなければ

新	旧
なければならない。	ならない。
第9条 (略)	第9条 (略)
<u>(特定措置専用施設における通行方法)</u>	<u>(新設)</u>
<u>第10条 特定措置専用施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。</u>	
<u>一 通行車両は、係員による停止すべき旨の指示がある場合には当該指示に従って、標識その他の方法による停止すべき旨の表示がある場合には当該表示に従って、停止しなければならない。</u>	
<u>二 通行車両は、料金の徴収のために必要な通行車両の通行に関する情報の記録後に、係員が発進を承諾するまでの間は発進してはならない。</u>	
(ETC・一般共通有人施設における通行方法)	(ETC・一般共通有人施設における通行方法)
第1 <u>1</u> 条 ETC・一般共通有人施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。	第10条 ETC・一般共通有人施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。
一 ETC通行車は、係員による徐行し又は停止すべき旨の指示がある場合には当該指示に従って、標識その他の方法による徐行し又は停止すべき旨の表示がある場合には当該表示に従って、通行しなければならない。	一 ETC通行車は、係員による徐行し又は停止すべき旨の指示がある場合には当該指示に従って、標識その他の方法による徐行し又は停止すべき旨の表示がある場合には当該表示に従って、通行しなければならない。
二 ETC通行車以外の通行車両は、第3条から第5条までに掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各条に定める通行方法により、通行しなければならない。	二 ETC通行車以外の通行車両は、第3条から第5条までに掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各条に定める通行方法により、通行しなければならない。
(ETC・一般共通機械式施設における通行方法)	(ETC・一般共通機械式施設における通行方法)
第1 <u>2</u> 条 ETC・一般共通機械式施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。	第11条 ETC・一般共通機械式施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。
一 ETC通行車は、標識その他の方法による徐行し又は停止すべき旨の表示に従って、通行しなければならない。	一 ETC通行車は、標識その他の方法による徐行し又は停止すべき旨の表示に従って、通行しなければならない。

新	旧
<p>二 ETC通行車以外の通行車両は、第6条から第8条までに掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各条に定める通行方法により、通行しなければならない。</p> <p><u>(ETC・特定措置共通施設における通行方法)</u></p> <p><u>第13条 ETC・特定措置共通施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>一 ETC通行車は、第11条第一号に定める通行方法により、通行しなければならない。</p> <p>二 ETC通行車以外の通行車両は、第10条に定める通行方法により、通行しなければならない。</p> <p>(閉鎖施設の通過の禁止)</p> <p>第1<u>4</u>条 通行車両は、閉鎖施設を通過してはならない。</p>	<p>二 ETC通行車以外の通行車両は、第6条から第8条までに掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各条に定める通行方法により、通行しなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(閉鎖施設の通過の禁止)</p> <p>第12条 通行車両は、閉鎖施設を通過してはならない。</p>